

# 情報交換とマイナンバー

中央大学 法科大学院 教授 森信 茂樹  
東京財団 上席研究員

## 1. 国外財産調書制度

国税庁は、今年の申告から導入された「国外財産調書制度」の集計結果を公表した（本年7月31日NHKの報道）。それによると、「海外に5,000万円を超える財産を持つ日本人は昨年末で少なくとも5,539人、財産の総額は2兆5,142億円、1人当たりで4億5,000万円余りになる。」という。財産の種類別では、株などの有価証券が1兆5,603億円（割合62%）、預貯金が3,770億円（同15%）、建物が1,852億円（同7%）、土地が821億円（同3%）、骨董品や貴金属などが2,396億円である。

「国外財産調書制度」は、海外に5,000万円を超える資産を持つわが国居住者に対して、保有する国外資産の報告を義務づけたものだが、正直のところ、ここまで日本人（だけではないが）はお金持ちになったのか、といささか驚いた。

海外に資産を保有しているからといって税金が安くなるわけではない。保有する資産が生み出す所得は、日本の居住者である限り申告・納税の義務がある。また原則として相続税もかかってくる。

## 2. 進む情報交換

問題は「国外財産調書制度」があるにもかかわらず報告されていない資産から生み出す所得や相続財産の把握である。実はこれを把握するために、各国間で租税条約に基づく情報交換が急速に拡充しつつある。わが国はすでに、ケイマンやバミューダだけでなく、ジャージーやガンジーなどのタックスヘイブン国と情報交換協定を結んでおり、すでに多くの情報が入ってきている。実際にこの情報をもとに学校法人の理事長などの脱税が摘発されている。

さらに、2015年末をめどに、OECD加盟国間での自動的情報交換が始まる。わが国当局から外国当局に対して、①日本の「非居住者」（個人・法人等）の口座を居住地国ごとに選別し、②口座保有者の氏名・住所、納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等を年一回まとめて報告する。

また外国の当局からわが国の税制当局に対して、①外国の金融機関に口座を保有する日本居住者（個人・法人等）について、②氏名・住所、個人番号・法人番号（マイナンバー）、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等の情報が年一回まとめて報告される。

このような情報交換ネットワーク構築のきっかけは、2008年のリーマンショックを引き起こした投機マネーがタックスヘイブンからの不透明な資金であったことや、スイスUBS銀行の米国脱税ほう助事件、さらにはリヒテンシュタイン投資銀行事件などの一連の出来事である。これらを議論した2009年4月のG20サミットは「銀行機密の時代は終わった」というコミュニケを公表し、一国の課税権がスイスなどの銀行機密やタックスヘイブンの情報不開示に打ち勝ったことを宣言した。

### 3. 預金口座とマイナンバー

このような情報交換の流れは、わが国で議論されている預金口座へのマイナンバーの付番議論に影響を及ぼす。

OECD諸国間で自動的情報交換が始まれば、国内非居住者の預金口座にはその国の番号を預金者から聞いてそれを付す必要がある。そうでなければ、相手国に効率的に情報が伝達できないからである。さらに外国の金融機関に口座を保有する日本居住者は、口座開設時にわが国の番号（マイナンバー）を告知しなければならなくなる。その際には新設口座だけではなく既存の口座も当然対象となるだろう。

わが国では現在、金融庁、財務省、銀行間で預金口座へのマイナンバー付番が議論されているが、このようなOECD自動的情報交換の実施は、わが国の議論にも大きな影響を及ぼすと考えられる。



三菱UFJフィナンシャル・グループなど日本の3大銀行グループが、巨額の資金調達を迫られる可能性が出てきた。各国の金融監督当局でつくる金融安定理事会(FSB)が、国際金融システムの中で重要な位置を占める29の巨大金融機関について、貸し出しなどの資産に対する自己資本の最低比率の大幅引き上げを検討しているためだ。

9月20、21日に豪ケアンズで開かれた20カ国・地域(G20)財務相・中央銀行総裁会議は「大手銀行の資本規制をめぐる大きな進展を歓迎する」との文言を共同声明に盛り込み、規制強化の方向性を

### 3大銀、巨額の資金調達も

確認。11月中旬に豪ブリスベンで開く首脳会議(サミット)で、新規制について最終合意することを申し合わせた。

銀行の資本規制は2008年のリーマン・ショックを受けて強化され、特に巨大金融機関は19年に完全施行される自己資本規制「バーゼル3」で、総自己資本の最低比率を11.5~13.0%を求められている。

G20で議論が進む新規制は、銀行が経営危機に陥った際に投資家が損失を負担する劣後債などによる資本性資金の一段の上積みを求めるもので、総自己資本の最低比率を16~20%程度の水準にまで引き上げる案が軸となっている。

9月のG20共同声明では、比率の具体的な数値目標は示されな

ったが、3大銀の自己資本比率は現状で15%弱から16%強ほどだけに、関係者の間では「20%に引き上げられれば、3大銀合計で10兆円程度の資金調達が必要になるかもしれない」との懸念が広がっている。

新規制議論は米英主導が進むが、積み増す資本の中身や、具体的な自己資本比率の数値をめぐって、各国の主張に隔たりがあるのが現実。米国などは一律規制を求めているが、日本は、預金保険機構を通じた公的資金注入による金融危機対応が整備されていることから「日本の例外化」を要求。議論の取りまとめには紆余曲折も予想される。